

02:50	2.4	南東	12.9	南南西	0.0
03:00	2.7	南南東	9.6	南南東	0.0
03:30	3.7	南南東	10.1	南南西	0.0
04:00	3.8	南南東	10.1	南	0.0
04:10	2.7	南南東	12.2	南南東	0.0
04:20	3.4	南南東	9.7	南南東	0.0

(2) 経ヶ岬灯台における風の観測値

02時55分 風向 北東、風速 約2m/s

03時25分 風向 南、風速 約3m/s

03時55分 風向 南東、風速 約3m/s

04時25分 風向 南南東、風速 約13m/s

04時55分 風向 南南東、風速 約10m/s

※風速は、観測時刻の前10分間における平均値である。

海象：経ヶ岬における沿岸波浪計の観測値（気象庁）

03時 波高 0.2m、周期 3.9秒（s）

04時 波高 0.4m、周期 8.9s

05時 波高 0.2m、周期 3.2s

気象注意報及び海上警報の発表状況：

京都地方気象台は、5月11日20時51分に京丹後市へ強風注意報を発表し、12日20時35分に解除した。

大阪管区気象台は、山陰沖東部及び若狭湾付近へ5月11日11時35分に海上風警報を発表し、17時40分に海上強風警報を発表した。なお、本事故時、海上強風警報が発表中であった。

日出時刻：04時57分ごろ（本事故発生場所付近）

その他の事項

本船は、甲板上に構造物がない船舶であり、船尾端付近のブルワークの高さが約0.5mであった。

船長は、排水作業を行うために船尾方へ移動すれば、本船が転覆するものと思い、船首方へ避難して甲板上に座っていた。

船長は、携帯電話を所持しておらず、陸上との連絡手段がなかった。

船長は、03時より以前に袖志漁港を出発し、刺し網の設置場所までの航行中、風が弱く、波高が0.5m未満であったが、刺し網を揚収し終え、袖志漁港への航行中は、風が強く、波が高くなっていることを感じた。

船長は、本事故前日、夕方以降に見た天気予報により、京丹後市に強風注意報が、山陰沖東部及び若狭湾付近に海上強風警報がそれぞれ発表されていることを知っていた。

分析

乗組員等の関与

あり

船体・機関等の関与

なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>本船は、強風注意報及び海上強風警報が発表された状況下、経ヶ岬西方沖において、刺し網を揚収して航行中、船尾方からブルワークを越える波を受けたことから、船尾甲板に浸水したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、強風注意報及び海上強風警報が発表された状況下、経ヶ岬西方沖において、刺し網を揚収して航行中、船尾方からブルワークを越える波を受けたため、船尾甲板に浸水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強風注意報及び海上強風警報が発表されている状況下での発航は控えることが望ましい。 ・ 不測の事態に備え、携帯電話を所持し、陸上との連絡手段を確保しておくこと。